

企画競争説明書

業 務 名 称：インドネシア国スメル山緊急火山砂防事業計画
プロジェクト【有償勘定技術支援】

調達管理番号：23a00621

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年10月25日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年10月25日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国スメル山緊急火山砂防事業計画プロジェクト
【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年12月 ～ 2024年12月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Hagiwara.Yoko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ 防災第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年10月31日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年10月31日 12時
3	質問への回答	2023年11月6日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年11月10日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年11月21日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし
ます。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. （3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記 4. （3）参照
- 2）提出先：上記 4. （1）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1） 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例: 2〇a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「2〇a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA

調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

3）別提案書（第3章4．（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4．（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

1）プロポーザル・見積書

2）別提案書（第3章4．（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4．（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本業務で実施する設計根拠の明示と確認の範囲及びその報告頻度	第4条2.（8）設計根拠の明示と確認の実施
2	本業務の業務においてインドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）側関係者の能力向上を図る上での具体的なポイント及び実施方法等に係る仮説・工夫、プロジェクトの成果指標	第4条2.（11）能力向上の考え方

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本業務の意義、趣旨など

- ① JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「防災・復興を通じた災害リスク削減」としての協力

本業務は、インドネシアにおける砂防施設の適切な計画、設計等のための能力向上により、火山災害のリスク削減を目指すものであり、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「防災・復興を通じた災害リスク削減」のクラスター①「事前防災投資実現」の推進に貢献することを目指すものである。

- ② 本業務の趣旨

本業務は、今年度中にL/A調印が予定されている「火山防災セクター・ローン」（詳細は第4条2.（2））の事業内容のうち、特に、緊急性が高いスメル火山に係る施設の詳細設計に係るDGWRの能力強化を図るものである。

(2) 円借款事業の概要

- ① 案件名：火山防災セクター・ローン
② L/A署名日：2024年前半を想定
③ 総事業費／概算協力額：要請額：要請未了、総事業費：未定、借款額（案）：未定

- ④ 事業内容：

➤ 土木工事の内容：

スメル火山・クルド火山・アゲン火山等において、噴火による堆積物により既存砂防施設の機能（捕捉量）が低下し、周辺集落・農地・漁村・観光拠点等が土石流氾濫の危険に晒されている河川沿いの砂防施設、火口湖排水トンネルの復旧等、必要性和緊急性が高い砂防施設の補修、再建、新設を行う。また、土砂災害・河川氾濫の早期警報のための雨量レーダーの設置を行う。「火山防災セクター・ローン」（以下、「円借款事業」）で対象とする砂防施設は、実施中の「ジャワ島部及びバリ島火山防災に係る情報収集・確認調査」（2022

年 6 月～2023 年 12 月（予定））（以下、「JICA 基礎調査」）において、火山砂防マスタープランをレビューした後に確定する。

➤ コンサルティング・サービスの内容：

詳細設計（但し、本業務に係るサイトを除く範囲）、入札補助、施工監理、環境社会配慮支援、火山砂防マスタープラン改定・作成支援、砂防施設維持管理支援、地域住民の防災意識向上支援、火山噴火時の緊急減災対策マニュアルの策定支援等（ショートリスト方式）

- ⑤ 対象地域：インドネシア東ジャワ州（スメル火山・クルド火山）、バリ州（アグン火山）等

⑥ 事業実施機関／実施体制

公共事業・国民住宅省（Ministry of Public Works and Housing）。本円借款事業は同省水資源総局（Directorate General of Water Resources、以下「DGWR」という。）が所管。各サブ・プロジェクトの実施にあたっては、対象地域の流域を管理する流域管理事務所（River Basin Management Offices。以下「BWS」という。）が、土木工事等の入札実施及び事業実施の監理を行う。

（３）本業務における予備的な詳細設計の範囲

スメル火山地域のレジャリ川流域に位置する砂防施設 7 施設（詳細は下図、下表を参照）とする。なお、今後の土砂移動の状況次第では、インドネシア側と協議のうえ、対象とする砂防施設がスメル火山地域内で変更・追加される可能性がある。その場合、発注者は契約変更で対応を行う予定。

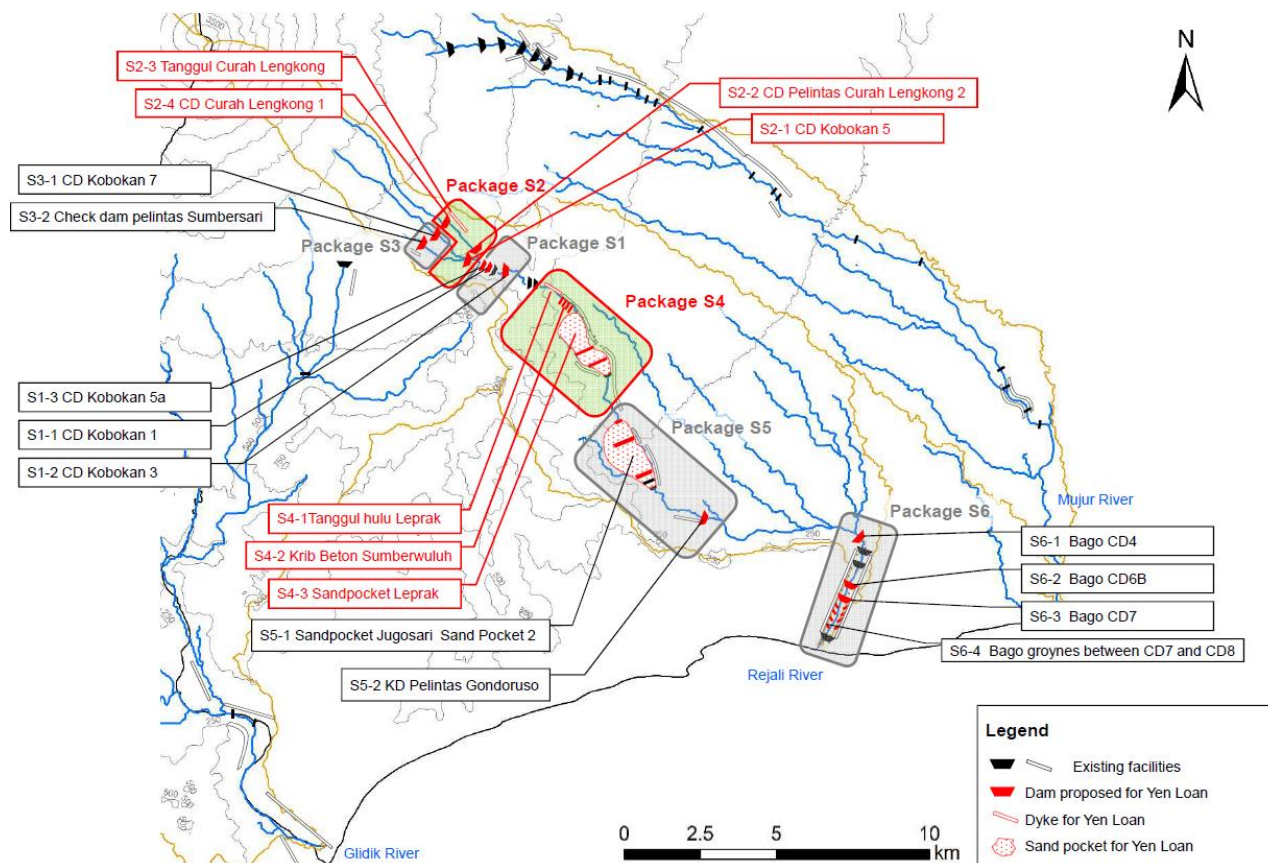


図 対象となる想定の新設砂防施設の位置図

表 対象となる想定の新設砂防施設の情報

No.	河川名	砂防施設名	種類	区分	その他情報
S2-1	Rejali (Kobokan)	CD Kobokan 5	砂防堰堤 1 基	補修	コンクリート透過型, L= 228m, H= 7m, 本副間底幅 43, 5m
S2-2	Rejali (Lengkong)	CD Pelintas Curah Lengkong 2	床固工 1 基	再建	コンクリート透過型, L= 60m, H= 5m, 本副間底幅 (No Data)
S2-3	Rejali (Lengkong)	Tanggul Curah Lengkong	導流堤 1 基	新設	蛇籠積層, L= 675m, H= 3m, B= 5m
S2-4	Rejali (Lengkong)	CD Curah Lengkong 1	砂防堰堤 1 基	再建	コンクリート透過型, L= 88m, H= 10m, 本副間底幅 35, 5m
S4-1	Rejali	Tanggul Hulu Leprak	導流堤 5 基, 水制工 5 基	再建	導流堤 Lepak26, L= 450m, H= 3m, 練石張り水制工 5 基, 導流堤 Lepak26, L= 609m, H= 5m, 導流堤 Lepak24, L= 452m, H= 5m, 導流堤 Lepak23, L= 324m, H= 5m, 導流堤 Lepak22, L= 301m, H= 5m,
S4-2	Rejali	Krib Beton Sumberwuluh	水制工 5 基	補修	コンクリート張り水制工 5 基
S4-3	Rejali	Sandpocket Leprak	分散堤 2 基 床固工 1 基	補修	分散堤 Lepak2, L= 866m, H= 3m, 本副間底幅 13. 0m 分散堤 Lepak3, L= 782m, H= 7m, 本副間底幅 24. 5m 床固工 Lepak3, L= 240m, H= 4m, 本副間底幅 40. 6m

注1) L: 堤頂長/延長, H: 堤高, B: 堤底幅

注2) 上記の表で言う再建（英訳はReconstruction）は、元々あった施設が破壊されて完全に機能を失ったものを撤去し、同じ場所に新たに建設すること。補修（英訳はRehabilitaiton）は、元々あった施設の機能の一部が失われているものの、手を加えれば再利用できる場合にその原型復旧を試みることに。新設（英訳はNew Construction）は、元々施設がない場所に新たに施設を建設すること。

（４）工事の契約形態

本体工事のスメル火山に係る調達については、「円借款のため の調達ガイドライン」（2012 年 4 月）に従い、国内競争入札（LCB）で調達される予定である。国内工事契約の標準入札書類等を参照のうえ、DGWR と共に予備的な入札図書（案）を作成する。使用言語はインドネシア語を想定する。予備的な入札図書（案）の作成条件については、インドネシア国内法・ルール等を参照のうえ、DGWR と十分に協議を行って決定する。

（５）成果品の使用権譲渡

本業務指示書「第5条 業務の内容」に記載されているとおり、本契約にて作成される成果品のうち、入札・契約関連業務に必要な成果品（設計図、技術仕様書等を含む。以下、「予備的な詳細設計の結果（案）及び入札書類（案）」という。）については DGWR 側と共同で作成されるものの、円借款事業における施設建設の入札・契約関連業務に活用される予定であるため、発注者に引き渡された後、発注者からインドネシア政府実施機関に対し、以下に示す使用権が譲渡されることとなる。

- ① 「予備的な詳細設計の結果（案）及び入札書類（案）」を利用して建設物を完成すること。
- ② 上記の目的及び上記建設物の増築、改修、修繕、模様替え、維持、監理、運転、広報等のために、必要な範囲内で成果品を複製し、または変形、翻訳、改変、その他修正をすること。

（６）瑕疵担保責任

上記（５）のとおりインドネシア政府実施機関（DGWR）が「予備的な詳細設計の結果（案）及び入札書類（案）」を使用することとなるが、DGWR が「予備的な詳細設計の結果（案）及び入札書類（案）」を使用する際にその最終化を行う責務を持つ。よって、仮に「予備的な詳細設計の結果（案）及び入札書類（案）」に瑕疵があった場合でも、JICA 側及び受注者側には一切の設計者瑕疵責任は生じないことについて、DGWR と JICA 間で合意をしている。

(7) 先方実施機関による設計確認機会の設定

DGWR が成果品を使用することが想定されているため、本業務の実施過程においても、逐次 DGWR の設計内容にかかる理解と同意を得ることが極めて重要となる。このため、受注者は DGWR と協議し、実施過程における説明時期・方法等について合意する。また、同合意に基づき、DGWR に対して、設計の進捗状況、技術的検討内容等を十分説明し、DGWR の技術的確認を得ることとする。なお、この実施時期は各施設について、少なくとも業務開始時、現地調査結果説明及び設計条件確認時、砂防施設配置計画案の更新時（第5条2.（1）②成果2の完了時）、設計中間説明時、DFR 説明時の最低5回の実施を想定している。

(8) 設計根拠の明示と確認

本業務の対象は LCB 想定工事であることに鑑みて設計照査は行わないが、受注者は各設計項目について、日本で使用されている各種照査ガイドライン等を参考に、海外／開発途上国で実施される建設事業であることを考慮しつつ設定し、自ら確認を実施し、発注者に対して報告を行う¹。確認に際して、各設計項目についての確認事項を記載したリストを作成のうえ、確認の根拠となる資料や基準等を明記する。

(9) 環境社会配慮

当該円借款事業は「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）にかかるカテゴリ分類「FI」と分類されている（なお、サブ・プロジェクトにカテゴリ A 案件は含まれない想定）。上記いずれのプロセスにおいても、ジェンダー主流化の視点を考慮するよう留意する。

本業務における環境社会配慮に係る主たる作業は現地再委託によるローカルコンサルタントが実施する想定だが、本業務の環境社会配慮担当団員は、JICA 環境社会配慮ガイドラインへの適合性の確認、再委託業者の作業の進捗管理、成果品の質の確保、検査などの監理業務について、DGWR を巻き込んで実施し、DGWR 職員の能力向上を図る。

(10) JICA インドネシア事務所への報告・円借款事業のコンサルティング・サービスへのスムーズな移行

¹ 確認する設計項目及び発注者及びDGWRへの報告頻度についてプロポーザルで提案する。

本業務と並行して円借款事業のコンサルティング・サービス（以下「C/S」という。）の選定が DGWR によって行われる予定である。業務が遅延した場合には C/S の業務実施と施工業者の選定及び施工工程に影響を与える可能性がある。そのため、適宜 JICA インドネシア事務所に業務進捗状況を報告し、必要に応じて本業務内容に係る協議への同席等の支援を受ける。また、本業務の受注者は C/S 受注者がスムーズに入札支援及び施工監理等に着手できるよう、必要な各種データを留意事項とともに整理し、業務完了報告書に記録として残す。

（１１）能力向上の考え方

円借款事業の詳細設計は実施機関が責任を持って自ら実施するものであり、円借款附帯プロジェクトである本プロジェクトは、予備的な詳細設計の結果（案）及び入札書類（案）の作成に係る On the Job Training を実施し、実施機関の能力向上を図るものである。基本的には再委託（ローカルコンサルタント等）や現地傭人が受注者の監理のもと、プロジェクトの活動の実務を担うが、受注者はそれらの実務の監理を行う過程において DGWR を適切に関与させて各種意思決定や監理業務に巻き込むとともに、受注者による DGWR に対する随時の報告、意向確認の過程で、先方の能力向上を図るものとする²。

なお、プロジェクト成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標は案件開始後に実施する第 1 回案件モニタリング会議（Project Monitoring Meeting）にて決定する。指標の案の検討時には、本項目に記載の能力向上の考え方に留意して、現実的な内容を設定するとともに、決定十分な余裕をもって JICA に事前に相談をし、DGWR と協議を行ったうえで正式決定されるように留意する。

第 5 条 業務の内容

1. 共通業務

別紙 3 のとおり。

2. 本業務にかかる事項

² 現時点で想定される能力向上のポイント及びプロジェクトの成果指標をプロポーザルにて提案する。能力向上の過程においては、根拠となる考え方や技術基準等を先方が理解できる形で提供して説明し、質疑応答で理解を深め、先方の理解度向上に資する双方向のコミュニケーションを取り、能力向上の具体的な手法、活動の実施体制、活動の記録や成果の DGWR への引き継ぎ方について、予算面や体制面の制約等を考慮し、プロポーザルに提案すること。

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果 1 に関わる活動

活動 1.1 : 現地調査による現状把握、マスタープランおよび 2021 年・2022 年噴火データからの追加基礎データを収集する。

活動 1.2 : 先行調査「インドネシア国ジャワ島東部及びバリ島火山防災に係る情報収集確認調査」で実施されている「スメル火山砂防マスタープラン」のレビューで収集された基礎データ（測量、気象データ、粒度試験等）を把握する。

活動 1.3 : 現地調査による土砂堆積状況や施設被害の現状を把握する。

活動 1.4 : 2021 年 12 月の噴火直後から進められている緊急対応作業の実施計画や進捗状況を把握する。

活動 1.5 : データの更新、追加資料を収集する。

活動 1.6 : 施設の補修・改善計画や設計に向けた地形調査、既存施設計測、地質調査を実施する。

活動 1.7 : 活動 1.1 から 1.6 の調査で収集した土砂、水文データ等を解析する。

活動 1.8 : 必要に応じ、調査実施計画を改定する。

② 成果 2 に関わる活動

活動 2.1 : アウトプット 1 の活動で得られた現地調査、データ収集、基礎調査の結果、および「スメル火山マスタープラン」で策定された構造物対策の計画条件に基づき、砂防施設の仕様と施設位置を検証する。

活動 2.2 : 現地調査結果を施設計画に反映させるための手順、方法、スケジュールが検討される。

※ 上記の成果 2 に係る活動は、成果 1 に関わる活動を踏まえて、JICA 基礎調査において検討された土砂処理方針案および砂防施設位置、緒言等を示した砂防施設配置計画案、概算事業費、整備期間、施工の優先度等の見直しを行うことを想定したもの。

③ 成果 3 に関わる活動

活動 3.1 : 【設計技術】

活動 3.1.1 : 各設備構築の妥当性を説明し、各設備の設計条件を検討し、安定計算・構造計算を行う。

活動 3.1.2 : 各施設のパッケージ（2 パッケージ、7 施設を想定）ごとに予備的な詳細設計を行う。

活動 3.1.3：環境・社会的影響を考慮し、施設配置、規模、有効量等の代替案を検討する。

活動 3.2：【建設計画技術】

活動 3.2.1：工事日程、資機材の搬入方法、仮設工事、安全対策、工事スケジュールについて検討する。

活動 3.2.2：予備的な詳細設計の結果（案）に基づき、各施設の建設計画（案）を策定する。

活動 3.3：【コスト検討技術】

活動 3.3.1：各施設の数量計算を実施する。

活動 3.3.2：単価を設定する。

活動 3.3.3：工事費を積算し、事業概算費を取りまとめる。

活動 3.4：【入札書類（案）作成技術】

活動 3.4.1：入札書類の条件が DGWR との協議により決定される。

活動 3.4.2：各工事パッケージについて予備的な入札書類（案）を作成する。

④ 成果 4 に関わる活動

活動 4.1：予備的な詳細設計の結果（案）に基づき、建設内容、工法等に関する情報を整理する。

活動 4.2：JICA の環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月)に基づき、ジェンダー主流化の視点を含む既存の環境調査報告内容を更新する。

活動 4.3：詳細設計を確定するため、環境社会配慮に関する提言事項が準備される。

活動 4.4：必要に応じ BBWS/地方自治体による公開協議の開催を支援する。

※本事業は、上記活動を通じた OJT をコンサルタントが実施することにより実施機関の能力向上を図るもの。実際の詳細設計は、本活動の成果も踏まえつつ、実施機関自らが責任を持って実施する。

（2）本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（3）機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

（4）現地再委託

☒ 本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人

（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。異なる提案がある場合はプロポーザルにて提案すること。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	測量調査	対象施設7地区について、基準点測量、BM（水準点）設置、平面測量図・縦断測量図・測量報告書（精度管理、基準点・BM管理表含む）の作成	1式	定額見積
2	地質調査	・既往地質資料収集 ・対象施設7地区について、ボーリング調査（オールコア）、標準貫入試験2m毎、地質調査報告書（柱状図、地質断面図、地質評価を含む）作成	1式	定額見積
3	調査・設計・積算資料作成	・地形・地質、砂防施設設計、積算・入札、環境社会配慮団員の補助（各種分析作業など含む） ・GISのスペシャリスト、CADのオペレータ	1式	定額見積

（５）その他

① 収集情報・データの提供

- 本業務で収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデ

ータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ エンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。実施時期は、プロジェクト開始後に発注者と相談のうえ決定する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

④ 環境社会配慮に係る調査

2021 年の噴火直後、公共事業国民住宅省 Brantas 流域管理事務所では、緊急対応工事を実施している。緊急対応工事は、地方政府による環境影響評価及び建設許可（UPL/UKL）を取得して実施されている。一方、本業務の対象施設及び地域は、緊急対応工事により一時的に復旧された施設・地域を恒久的に強化するものである。よって、本業務では、すでに取得している環境影響評価及び建設許可に関連して、以下の作業を追加的に行う。使用言語はインドネシア語を想定する。なお、工事許認可取得にかかわる申請作業は本業務の対象外とする。

- （ア） 現地調査結果及び設計内容に沿って、環境社会配慮に関する条件の更新
- （イ） DGWR が環境社会配慮に関わる機関から課されている条件に従う際の支援
- （ウ） 環境社会配慮関連計画（モニタリング計画含む）の進捗状況及び計画の策定・更新作業を行う際の支援（モニタリングの実施及び同報告は本業務の対象外）
- （エ） DGWR が本業務を踏まえた上記計画の更新作業を行う際の支援

- (オ) 環境社会配慮のための具体的な行動や方法の提案
- (カ) 調査結果と現状及び今後の課題・手続きについて、環境社会配慮報告書として取りまとめて DGWR へ提出するとともに JICA に提出・説明する。

⑤ ジェンダー平等を推進する活動

- 本プロジェクトの合意文書に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 か月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (半年に 1 回の頻度)	英語	電子データ	
インテリムレポート	業務開始から 4 カ月以内	日本語、 英語	電子データ	
ドラフトファイナルレポート	業務開始から 10 カ月以内	日本語、 英語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	5 部
			CD-R	3 部

	契約履行期限末日	英語	製本	10 部
			CD-R	4 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（Project Monitoring Meeting の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) インタリムレポート

第 5 条 2. (1) に記載の成果 1, 成果 2 の成果を含むものとする。DGWR との調整を済ませた内容を最終的に提出する。

(5) ドラフトファイナルレポート

第6条1.(6)に記載のファイナルレポートの内容を含むものとする。DGWRとの調整を済ませた内容を最終的に提出する。

(6) 事業完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
（本業務を通じて行った介入から得た経験・教訓を含む）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (カ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (キ)Project Monitoring Meeting 議事録等
- (ク)その他活動実績
- (ケ)ファイナルレポート

※ ファイナルレポートの内容は、以下を含むものとする。

- ・ 要約
- ・ プロジェクトの概要（背景・経緯含む）
- ・ 予備的な詳細設計にかかる基本方針（設計条件の設定）
- ・ 自然条件調査結果
- ・ 施工計画・資機材調達計画
- ・ 工事費・事業概算費積算
- ・ 予備的な詳細設計の概要（概略図面を含む）
- ・ 環境社会配慮関連業務の実施概要
- ・ その他参考資料（工事数量計算書、工事費積算書、事業概算費積算書）

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

- (1) 予備的な詳細設計の結果（案）
- (2) 予備的な入札書類（案）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（本業務を通じて行った介入から得た経験・教訓を含む）
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

【別紙 1】

作成日：2023 年 10 月 17 日

業務主管部門名：地球環境部

課名：防災グループ防災第一チーム

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国 名： インドネシア共和国 (インドネシア)

案件名： スメル山緊急火山砂防事業計画プロジェクト

The Project for capacity development of Mt. Semeru volcanic disaster structural measures planning

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における火山砂防セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
インドネシア共和国 (以下、「インドネシア」という。) は、洪水、地すべり、地震、火山噴火等の自然災害が多発する国土であり、こうした自然災害は経済的・社会的損失の一因となっている。1980 年から 2018 年までの EM-DAT (The International Disaster Database) による統計では、死者約 19 万人、被災者約 2,445 万人、経済被害額約 294 億 US ドルという甚大な被害が発生したとされている。

その中でインドネシアは、約 130 の活火山を含む 500 以上の火山 (世界の 13% 相当) が存在する世界でも有数の火山国であり、国の政治・経済の中心で約 1 億 4 千万人の人口が集中するジャワ島や、新型コロナウイルス感染拡大前は年間 600 万人以上の観光客が訪れていたバリ島には、多くの活火山が集まっている。火山噴火は、火山灰堆積、火砕流、土石流等の災害を引き起こし、人命や財産、社会・経済インフラに多大な影響を及ぼすため、火山災害・土砂災害への取り組みは地域の安全と持続可能な成長を促す上で重要である。

ジャワ島東部のスメル火山は、ほぼ毎年小規模な噴火を起こし、その際堆積した火山噴出物が降雨によりラハール (火山起因の泥流、土石流) となり、数年おきにラハール災害が発生している。大規模噴火は 10~20 年おきに発生しており、2021 年 12 月 4 日の噴火では、死者 57 人、避難者 1 万人以上を出したほか、山頂から 15km 付近までの区間では火砕流による熱爆風によって家屋や田畑が焼かれる被害が発生した。また、同区間では火砕流堆積物が堆積し、土石流とともに既存の導流堤防を越えて土砂が氾濫した。さらに、当該地域の重要インフラである国道に架かる橋梁が、火砕流と土石流の影響により完全に倒壊する被害も発生した。スメル火山では 2021 年噴火以前から断続的に小規模噴火を繰り返しており、元来、その裾野のエリアは土砂災害リスクが高い。加えて、2021 年噴火同様の大規模噴火時には火砕流が発生し、堆積した火山噴出物が、土石流を伴って下流に流下して、大被害を発生させる可能性がある。このように、これら地域は火山活動に起因した土砂・氾濫リスクに常に晒されるため、緊急かつ抜本的な対策が急務である。

このような状況下、当国政府は 2020 年 1 月に策定した「国家中期開発計画 (RPJMN2020-2024)」において防災を優先すべき七つの開発計画の一つとして設定

し、火山噴火対策もそこに位置含まれている。また、当国政府はスメル火山に加え、クルド火山・アグン火山という優先度の高い三火山の防災対策事業をブルーブック（中期対外借入計画）に掲載している。しかしながら、火山砂防を所掌する公共事業・国民住宅省水資源総局（Directorate General of Water Resources, Ministry of Public Works。以下「DGWR-MPWH」という。）は、PUPR 戦略（2020-2024）において土砂及び火山噴出物のコントロールを重要プログラムの一つに掲げているものの、火山砂防施設の詳細計画策定能力、特に 2021 年噴火時のような土石流を伴う火砕流の発生等を踏まえた施設計画の策定に係る技術などが不足しており、技術者の計画策定のための実施能力向上が急務となっている。

JICA は基礎情報収集・確認調査「ジャワ島東部及びバリ島火山防災に係る情報収集・確認調査」を実施し、三火山の防災対策検討のため、既存のマスタープランの情報や 2021 年噴火の被害状況等を踏まえ、復興に向けた基本方針の検討、マスタープランのレビュー、優先地域及び優先案件検討、更には火山対策に係る人材育成や制度改善、避難対策強化の検討に必要な情報収集を実施しており、ジャワ島東部スメル火山の火山砂防施設の詳細設計の実施に必要な技術支援を行う「スメル山緊急火山砂防事業計画プロジェクト」（以下「本事業」という。）は、特に 2021 年噴火以降、インドネシア政府は重要度と緊急度の高い事業として位置付けられている。

（２）防災セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）、課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ／クラスター）における本事業の位置付け

我が国の「対インドネシア共和国 国別開発協力量針」（2017 年 9 月）には、インドネシア援助の重点分野として「均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援」が掲げられており、安全で公正な社会を実現するため、防災対策等の行政機能の向上を支援するとしている。本事業は、その協力プログラム「防災能力・行政機能向上プログラム」において、「自由で開かれたインド太平洋構想（FOIP）」における重要国であるインドネシアへの重要な防災支援として位置付けられる。また、「対インドネシア共和国 JICA 国別分析ペーパー」（2018 年 6 月）にも防災協力を重点分野の一つとして設定しており、当国における構造物対策を含む総合防災強化を通じ持続的な継続発展に寄与することを目指すとしており、本事業はこれにも合致する。

JICA は、長年にわたって火山噴火対策や土砂災害対策を支援してきた。スメル火山に関しては、1977 年に「メラピ山火山防災基本計画」を実施し、ジャワ島中部のメラピ火山及びスメル火山の火山防災マスタープランの策定を支援した。また、これに沿った形で 1983 年「スメル火山緊急改修事業」（円借款）では、危険度の高い箇所を中心に砂防施設を整備した。さらに、1984 年「スメル火山砂防・水資源保全計画調査」では、マスタープランの更新を支援した。1995 年には「メラピ火山及びスメル火山防災事業（２）」（円借款）では、メラピ火山及びスメル火山周辺の砂防施設を建設した。

スメル火山の 2021 年噴火による被災を受け、インドネシアからの要望に対応する形で基礎情報収集確認調査を実施し、復興に向けた基本方針の検討、マスタープランのレビュー、優先地域及び優先案件検討を行っている。本事業では特定された優先施設のうち最も緊急性が高い火山砂防施設に対して詳細設計のドラフトを実施機関と共に実施し、技術者の能力強化と自立的な実施体制の確立に向けた提言を

行うものである。

JICA グローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」では、クラスター①「事前防災投資実現」において、公共事業として実施すべき国や社会の根本的な災害リスク削減のための事前防災投資を行い、自己予算で自立発展的に拡充・維持・運用していく能力を備えた防災インフラ及び重要インフラ所管組織の確立を目標としており、本協力は上記支援方針とも合致する。

更に、これらの優先度が高い施設のハード面は、円借款「火山防災セクター・ローン」（2023 年度承諾予定案件）によって整備予定であり、対象地域の火山災害リスク削減に貢献することから、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール 1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、ゴール 9（産業と技術革新の基盤を作ろう）、ゴール 11（住み続けられるまちづくりを）に貢献すると考えられ、事業の実施を支援する必要性は高い。また、「仙台防災枠組 2015-2030」の優先行動 2（災害リスクガバナンスの強化）及び 3（強靱性のための災害リスク削減への投資）と通じ、グローバルターゲット c（経済損失の減少）及び d（重要インフラの損害の減少）達成に資するものである。

（3）他の援助機関の対応

特になし。

3. 事業概要

本事業は、ジャワ島東部スメル火山の火山砂防施設の詳細設計の実施に必要な技術支援を行うことにより、実施機関の自律的な火山砂防事業実施体制の確立を図り、もって火山災害のリスク削減に寄与するもの。

（1）プロジェクトサイト／対象地域名

ジャワ島東部スメル火山

（2）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：DGWR-MPWH・ブランタス流域管理事務所の技術者

最終受益者：対象流域住民

（3）総事業費（日本側）約 1.0 億円

（4）事業実施期間

2023 年 12 月～2024 年 12 月を予定（計 12 カ月）

（5）事業実施体制

1）実施機関：公共事業・国民住宅省水資源総局

2）関係部局：

① 公共事業・国民住宅省水資源総局（本局）

- 河川海岸局
- 水資源技術管理局
- 水資源管理計画・戦略局
- 砂防ダム技術実施ユニット

② パイロット流域管理事務所

- ブランタス流域管理事務所

（6）投入（インプット）

1）日本側：

① 専門家派遣（合計約 15.2 人月）

- 業務主任者
- 砂防施設計画
- 砂防施設設計
- 測量・地質調査計画
- 工事積算・入札
- 環境社会配慮

2) インドネシア側

① カウンターパートの配置

- 河川海岸局の職員
- 水資源技管理局の職員
- 水資源管理計画・戦略局の職員
- 砂防ダム技術実施ユニットの職員
- ブランタス流域管理事務所の職員

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：

実施中の「ジャワ島東部及びバリ島火山防災に係る情報収集・確認調査」(2022-2023)において、スメル火山の2021年噴火災害からの復興マスタープランの検討と、優先施設の選定がなされた。本協力は上記調査で選定された優先施設のうち緊急性の高い施設の早期着工に必要な技術移転を実施するもの。

2) 他の開発協力機関等の援助活動：

火山噴火災害に関する能力強化を目的とした協力は実施が無く、重複はない。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮：

附帯プロジェクトは、附帯する本体事業の環境社会配慮より必要な環境社会配慮がカバーされる。このため本事業においては環境社会配慮ガイドラインを適用しない。

2) 横断的事項：

特になし。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】

分類カテゴリー：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

活動内容：技術者の能力強化を主たる活動とするものであり、ジェンダー配慮すべき環境は含まれない。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：インドネシアで砂防施設が適切に計画、設計、維持される。

指標及び目標値：インセプションレポート協議時に設定予定。

(2) プロジェクト目標：スメル火山地域の砂防施設の詳細設計の取りまとめに係る能力を強化する。

指標及び目標値：インセプションレポート協議時に設定予定。

(3) 成果

成果 1：砂防施設の詳細設計を実施するために必要な基礎調査や情報収集の能力が強化される。

成果 2：現地調査結果に基づく砂防施設の仕様や施設の位置の見直しに関する能力が強化される。

成果 3：砂防施設の詳細設計作成能力が強化される。

成果 4：環境社会配慮の準備能力が強化される。

(4) 主な活動

- 1.1 現地調査による現状把握、マスタープランおよび 2021 年・2022 年噴火データからの追加基礎データを収集する。
- 1.2 先行調査「インドネシア国ジャワ島東部及びバリ島火山防災に係る情報収集確認調査」で実施されている「スメル火山砂防マスタープラン」のレビューで収集された基礎データ（測量、気象データ、粒度試験等）を把握する。
- 1.3 現地調査による土砂堆積状況や施設被害の現状を把握する。
- 1.4 2021 年 12 月の噴火直後から進められている緊急対応作業の実施計画や進捗状況を把握する。
- 1.5 データの更新、追加資料を収集する。
- 1.6 施設の補修・改善計画や設計に向けた地形調査、既存施設計測、地質調査を実施する。
- 1.7 1.1 から 1.6 の調査で収集した土砂、水文データ等を解析する。
- 1.8 必要に応じ、調査実施計画を改定する。
- 2.1 アウトプット 1 の活動で得られた現地調査、データ収集、基礎調査の結果、および「スメル火山マスタープラン」で策定された構造物対策の計画条件に基づき、砂防施設の仕様と施設位置を検証する。
- 2.2 現地調査結果を施設計画に反映させるための手順、方法、スケジュールが検討される。
- 3.1 【設計技術】
 - 3.1.1 各設備構築の妥当性を説明し、各設備の設計条件を検討し、安定計算・構造計算を行う。
 - 3.1.2 各施設のパッケージ（2 パッケージ、7 施設を想定）ごとに予備的な詳細設計を行う。
 - 3.1.3 環境・社会的影響を考慮し、施設配置、規模、有効量等の代替案を検討する。
- 3.2 【建設計画技術】
 - 3.2.1 工事日程、資機材の搬入方法、仮設工事、安全対策、工事スケジュールについて検討する。
 - 3.2.2 予備的な詳細設計結果（案）に基づき、各施設の建設計画（案）を策定する。
- 3.3 【コスト検討技術】
 - 3.3.1 各施設の数量計算を実施する。
 - 3.3.2 単価を設定する。
 - 3.3.3 工事費を積算し、事業概算費を取りまとめる。
- 3.4 【入札書類（案）作成技術】
 - 3.4.1 入札書類の条件を DGWR との協議により決定する。

- 3.4.2 各工事パッケージについて予備的な入札書類（案）を作成する。
- 4.1 予備的な詳細設計の結果（案）に基づき、建設内容、工法等に関する情報を整理する。
- 4.2 JICA の環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月)に基づき、ジェンダー主流化の視点を含む既存の環境調査報告内容を更新する。
- 4.3 詳細設計を確定するため、環境社会配慮に関する提言事項が準備される。
- 4.4 必要に応じ BBWS/地方自治体による公開協議の開催を支援する。
- ※ 本事業は、上記活動を通じた OJT をコンサルタントが実施することにより実施機関の能力向上を図るもの。実際の詳細設計は、本活動の成果も踏まえつつ、実施機関自らが責任を持って実施する。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：
- 自然災害による大規模な被害が発生しない。
 - COVID-19 により活動が制限されない
- (2) 外部条件：
- インドネシアの経済状況が著しく悪化しない。
 - インドネシアにおける現在の土砂災害政策/戦略が変更されない。
 - トレーニングを受けた CP 技術者の離職が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア向け円借款「メラピ火山およびスメル火山防災事業（2）」の事後評価結果（評価年度 2003 年）では、噴火により生じる砂・砂利が市場価値を有する場合には、民間砂採掘業者を政策的に誘導することにより、砂防ダムに堆砂した土砂の除去等、行政側の運営・管理に対する財政負担を軽減することが可能であるとの教訓が得られている。本事業においても、砂・砂利の採掘にかかるブランドス流域管理事務所による適正管理に向けた技術的助言を徹底させ、これら採掘業者向け政策誘導を通じた財政負担の軽減の在り方を現在の社会状況等に鑑み、検討することとする。

また、インドネシア向け円借款「メラピ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業」の事後評価結果（評価年度 2016 年）では、協力期間中に災害が発生した際の迅速かつ弾力的な対応の必要性和プロジェクト実施中に実施機関が的確な管理を行うための案件の実施体制の構築が教訓となっている。本事業では、協力期間中に災害が発生した際には必要に応じ、柔軟に協力計画の見直しを検討する。また、多岐にわたる関係者、ステークホルダー間の意見調整・取り纏めの効率化のため、技術検討ユニット(Technical working unit)を設置し技術的協議と意思決定を図り、併せて、全体進捗の確認を部署横断で行うため、実施機関、ステークホルダーに加え、JICA、長期専門家もメンバーとする、案件モニタリング会議(Project monitoring meeting)を年 2 回開催する実施体制を構築する。

7. 評価結果

本事業は、インドネシアの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。なお、本事業は 2 億円未満となるため、事前評価の対象外となる。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり、インセプションレポート協議時に指標を設定する。

(2) 今後の評価スケジュール

「火山防災セクター・ローン」完了2年後に同案件と同時に事後評価を実施。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

☐ 段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

☐ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。

- 上記専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

☒ ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

☐ 施工時の工事安全対策に関する検討

(建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合)

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. Project Monitoring Meeting 等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる Project Monitoring Meeting（以下、「PMM」）を設置する。PMM は、1 年に1度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が PMM を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う PMM 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて PMM の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：火山砂防計画・施設設計に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：インドネシア国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（１）業務工程

本件に係る業務工程は、2023年12月から業務を開始し、全体期間は2024年12月までの12か月とする。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約15.20人月

２）渡航回数を目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量
- 地質調査
- 調査・設計・積算資料作成作業

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループから配付しますので、gegdm@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- 「インドネシア国ジャワ島東部及びバリ島火山防災に係る情報収集確認調査」インテリムレポート（関連部分・公開可能部分のみ抜粋）

２）公開資料

本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- 「インドネシア国防災分野における情報収集・確認調査報告書」

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12334975_01.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
--	--------	--

1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りには

A案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

68,699,000円（税抜）

なお、定額計上分 32,000,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2） 上限額を超える別提案に関する経費
- 3） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

- 1） 上述（2）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。
定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる 範囲	費用項目

1	測量調査経費	「第2章 特記仕様書案 2. 業務の内容(4)現地再委託」	2,500,000円	測量調査一式	再委託
2	地質調査経費	「第2章 特記仕様書案 2. 業務の内容(4)現地再委託」	4,500,000円	地質調査経費一式	再委託
3	調査・設計・積算資料作成	「第2章 特記仕様書案 2. 業務の内容(4)現地再委託」	25,000,000円	調査・設計・積算資料一式	再委託

(5) 見積価格について、

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ジャカルタ(ガルーダインドネシア航空(GA)、日本航空(JL)、全日空(NH))

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. 競争参加者の経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）等	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、実施方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者(業務管理グループ)	業務主任 者のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	6	2
ウ) 語学力	3	1
エ) その他学位、資格等	4	2
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者 ／〇〇</u>	(－)	(10)
ア) 類似業務等の経験	－	5
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	2
3) 業務管理体制	(－)	(5)